

第3期公衆衛生系専門職大学院認証評価に向けた基準の改定について（概要）

○ 基準改定の経緯・理由

- ・ 2011 年度に開始した公衆衛生系専門職大学院認証評価では、第1期（2011～2015 年度）は創設したばかりの公衆衛生系専門職大学院の基盤を構築すべく、当該分野の専門職大学院に必要な事項を定め、評価を行ってきた。その後、第2期（2016～2020 年度）の開始にあたり、公衆衛生系専門職大学院の担うべき役割や当該分野の高度専門職業人に必要な能力を明確に示す必要があると考え、公衆衛生系専門職大学院に共通する使命、当該専門職大学院を修了した学生が身に付けるべき資質・能力（Competency）、教育課程に含むべき基本専門領域（疫学・生物統計学・環境健康科学・社会行動科学・健康政策管理学）の基準への明示に至った。
- ・ 第3期（2021 年度～）を迎えるにあたり、第2期の要素を引き継ぐとともに、今日の社会からの要請を踏まえた公衆衛生系専門職大学院の担うべき役割を示すべく、基準を改定することとした。
- ・ 既に2度の専門職大学院認証評価を経験した公衆衛生系専門職大学院があることも踏まえ、自己点検・評価及び認証評価をより効率的、かつ効果的に行えるようにすべく基準全体や「評価の視点」の構成を改めて整理した。
- ・ 基準の改定にあたっては、本協会の「基準委員会」のもとに「公衆衛生系専門職大学院基準検討小委員会」を設置し、2020 年2月～8月にかけて審議・起案を行い、「基準委員会」での審議の後、本協会理事会にて基準改定を決定した。

○ 主な改定点、基準の概要

（1）社会からの要請を踏まえた公衆衛生系専門職大学院の役割の明示

- ▶ 公衆衛生系専門職大学院を修了した学生が身につけるべき資質・能力（Competency）や、MPHなど国際的に認められる学位の授与に際しては5つの基本専門領域を包括して教育課程編成を行うことなど、従来の基準で当該分野特有の事項として提唱してきた内容を継承。
- ▶ そのうえで、近年、住民などの主体的参加による公衆衛生活動を支援するエンパワメント・ヘルスプロモーション活動において、専門家と健康課題の解決に直面する当事者との協調・協力の構築が求められていることを明示。

（2）効率的かつ効果的な自己点検・評価及び認証評価の実施に向けた取組み

①大項目の整理・統合

- ▶ 機関別認証評価と重複する大項目を整理するとともに、専門職大学院の教育を中心とした基準体系を明確に示すため、大項目を変更した。

現行基準		基準（改定後）
大項目		大項目
1 使命・目的		1 使命・目的
2 教育内容・方法・成果		2 教育課程・学習成果、学生
3 教員・教員組織		3 教員・教員組織
4 学生の受け入れ	⇒	4 専門職大学院の運営と 改善・向上
5 学生支援		
6 教育研究等環境		
7 管理運営		
8 点検・評価、情報公開		

②法令要件事項の表データ化

- ▶ 基準構成を見直し、基礎要件（法令要件を含む）を「公衆衛生系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」にとりまとめることで、申請公衆衛生系専門職大学院における自己点検・評価及び本協会における認証評価の効率化を促すこととした。

現行基準		基準（改定案）
構成		構成
「本文」		「本文」
	⇒	「基礎要件」
「評価の視点」		「評価の視点」

- ▶ これに伴い、基礎要件として表にとりまとめられた事項については、同表に大学院が状況を記入し、点検・評価報告書における記述を不要とする。ただし、同表では説明できない事項（適切性や妥当性など）については、点検・評価報告書における説明が必要となる。（※「公衆衛生系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」冒頭の説明を参照）
- ▶ 現行基準では「評価の視点」をF群(Fundamental)・L群(Legal)・A群(Advanced)に区分していたものの、基礎要件（法令要件を含む）を表にとりまとめたことから、「評価の視点」の区分を廃止する。
- ▶ 「公衆衛生系専門職大学院基準に関する基礎要件データ」には、法令要件ではないものの、評価の視点に係るデータも含めていることから、現在の評価で提出を求めている「基礎データ」を廃止する。

以 上